

# 建設水道常任委員会

平成21年9月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	宮崎 和彦
中川 靖広	里川宜志子	木田 守彦
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	都 市 建 設 部 長	清水 建也
建 設 課 長	加藤 保幸	同 課 長 補 佐	角井 敏文
観 光 産 業 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	井上 究
都 市 整 備 課 長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上 下 水 道 部 長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦	下 水 道 課 長	上田 俊雄

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、中川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、宮崎委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）陳情第1号、公共下水道事業に関する陳情書についてを議題といたします。この陳情書については、皆さんすでに目を通していただいているとは思いますが、まず、議会事務局長の説明を求めます。

藤原議会事務局長。

議会事務 局長 まず、陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務 局長 それではまずこの陳情書でございますけれども、陳情者の氏名欄に人数を外3,779名と記載させていただいております。合計で3,780名ということでございますけれども、この人数につきましては、陳情文書、別紙に2枚添付しておりますけれども、1枚目の陳情書には、1,368名の方の署名が添えられておりました。また、2枚目につきましても、2,412名の方の署名が添えられており、合計で3,780名の署名で

ございました。ただし、この人数につきましては、記載をされました署名の数でございまして、1枚目と2枚目の陳情書、それぞれに同じ方の署名をされているものも見受けられたということでございましたので、3,780名という人数につきましては、記載をされた署名の数でございまして、実数ではないということでご理解をお願いしたいと思います。

また、陳情書が2枚ございますけれども、これにつきましては、陳情書を提出された方から、2枚は同じ趣旨のものであるので、1件として取扱いをしてほしい旨、お聞きいたしておるところでございます。以上です。

委員長            それでは、委員みなさんより、ご意見をお伺いしたいと思います。  
                         里川委員。

里川委員        今、局長のほうから説明がありましたんですが、これまで議会の中で同じ趣旨の陳情があがってきた、別々団体からあがってきたものを、同一案件としてそれぞれを一括で取り扱うというようなやり方っていうのはあったかなというふうに思うんですけども。この陳情書ですね、期間の経過があって、何年間の間やられているもので、そして同じ文章ではなく、2つの文章をもってそのまま出されるというのは、両方の文章を見て、私たちは審査をさせていただかなあかんというふうに、今、理解をしたんですけどもね。これは議会運営にもかかわることかなと思うんですけども、こういうふうに時間が経過されて、2種類の文章があるというものに関しましてね、今後やっぱりできましたら1つの新しい陳情文書などがあって、そしてその我々が審査する時に、その新しい陳情文書をもって審査をさせていただくというような形をとっていただけたらありがたいかなというふうに思います。

                         今回につきましては2つあるんですが、これは提出されているのが受付8月25日という日にちの入った、まあ2つあるんですけども、斑鳩オンブズマンというふうに名前をあげておられますので、これは両方も斑鳩オンブズマンというところから出されている陳情書というふう

に見ればいいのか、それとも片一方は斑鳩オンブズマンだけれども、もう片方はどうもそうではない、普通の発起人さんがいるだけの団体といふうに解すればいいのか。そのへんも私は審査する段階でこれ全部読ませていただいたんですが、どう理解すればいいのか。内容についてはお尋ねをしたいことはございますけれども、それについてはそういう理解、どうしておけばいいのかというふうに思っているんですが、どうでしょうかね、それは。同じところから出されているものだというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

委員長 書面には、先に貰ったものには発起人となっていますからね、オンブズマンとは書いてませんので、これを受け付けされた段階ではどうやったんですか。

議会事務局長 これ、受け付けしました事務局の見解ということになるんですけども。確かにおっしゃるように、ひとつにつきましては発起人斑鳩オンブズマンということで20名弱の方のお名前が書かれております。またもうひとつにつきましては、発起人という形でまた20名弱の方の人数が書かれておりました。ただ、これ下にも注記しておりますように、署名簿略ということでこの文書と、そしてその右側に同じ氏名の中で署名がされております。そういったことからですね、提出したのがどなたかということについては非常に明確にはされておらなかったわけですけども、署名簿という形でございますので、署名された方がこの陳情書を提出されたというふうに解釈をいたしまして、こういう取り扱いをさせていただいたところでございます。

里川委員 そういう形であれば、両方の文書を参考に私たちは審査に入っていかなければならないというふうには考えますが、今後この議会運営のあり方としては、また検討をする必要のある問題かなというふうには思いますので、また、それについては研究したいと思います。で、この中でですね、1点、私、陳情の内容を読ませていただく中で、私たちが思っ

いること、思っていることっていったらおかしいんですけども、この条例を制定するにあたりましては、当時平成14年、もう本当に建設水道、この常任委員会でいろいろ議論をし、そしてさらにこれは重大な条例であるということから議会全体の意見を聞かなければならないということもあり、全員協議会も開いていただきまして議員が1つの疑問もないようにいろいろ当時間かせていただきました。私も相当全員協議会で、この委員会の委員じゃなかったの、全協の中で相当いろいろ聞かせていただいた経緯はあります。それでこの条例ができたんですが、いよいよやっぱり供用開始ってなってきましたら、条例制定後ですね、何年か経って供用開始ってなってきましたら、いろいろな住民さんの直接の声が上がってきたと、いうことについては、私たちもその声についてどう対応していかなければならないか、というようなことはやはりきちっと考えていきたいというふうには思っておりますが。ただまあこの文章を読んでちょっと分からなかった、本当にこんなのかなって思ったところが1点ありますので、これは理事者側にちょっとお尋ねしたいんですけども。自分ところの地内ですね、下水工事を敷地内でやる工事っていうのはね、ここにどちらにも書かれておるんですけども、非常に高い金額を書かれておるんですが、住民が20万から100万の自己負担っていうふうに書かれてまして、残念ながら私ところの傍までは公共下水道通ってるんですが、うちの周辺通ってないもんで、まだちょっとこの辺のところがよく分からないんですけども。すでに供用開始なさっているお宅っていうのは相当あるわけですからね、これまでの自己負担で行われる排水設備工事っていうのが、ここに書かれているような形で、ひと括りで考えていいのかどうか。私たちとしてはもう少し正確な数字っていうんですか、だいたい皆さんどれぐらいの金額設備工事にかかっておられるのかなっていうのは、ちょっと気になるところだったので、それについては現在までに接続されたお宅の状況ですね。どの程度金額がかかっているのか、平均的にどのぐらいの設備工事になっているのかっていうのは、ちょっと理事者側にはお尋ねをしておきたいなというふうに思うんですが。

委員長 上田下水道課長。

下水道課長 現在の、平成20年度末の排水設備の工事の申請状況でございます。平成20年度末で1,701件受付いたしておりますが、新設に関しまして159件ございます。これについては建築に伴う工事ですので、データとしてはいただいております。しかし、排水設備工事のみを行う1,542件につきましては、10万円未満の工事につきましては113件約7%、10万円以上20万円未満で404件約26%、20万円以上30万円未満が420件27%、30万円以上40万円未満が291件19%、40万円以上50万円未満が146件9%、50万円以上60万円未満が88件6%、60万円以上70万円未満が35件の2%、70万から80万が13件1%、80万円から90万円が10件の1%、90から100万円が6件となっております。100万円以上が14件となっております。100万円以上の14件につきましては、工場とか事業所等で大きい敷地のものがございます。つきまして、だいたい10万円から40万円未満の件数が約半数を占めている状況でございます。

里川委員 わかりました。そうしましたらちょっとここに書いてある数字で、私も40万ぐらいかかったとか30万ぐらいかかったっていう声は自分の地域ではなくて離れたところの方から、20何万やったとか、それぐらいの幅で割とこれまで聞いてたもんですから、この数字で考えていいのかどうかとざっくりではなく、きっちりとどの程度かかるのかなというのもこの際ですのでね、きちっと聞いておきたかったっていうのがあれです。

それとですね、私はこの陳情書につきましては、先ほども局長の方から説明がありましたけれども、署名簿見せていただきましたら、家族で4、5人書いていただいていた方が、重複して載っていたりとかいうこともございましたので、実人数はわかりませんが、まあ実人数にかかわらず、こういうふうな署名を付けて上がってきた陳情書については、

議会としてはやはり慎重に検討しなければならないとうふうには思っております。それとともにですね、ただ、この陳情の中身、項目の中にですね、1つ気になる点があるのが、1つというのかそれぞれですね、4つ項目をあげていただいているんですが、これもちょっと1点、理事者側にも聞かなければならないかなど。私たちもこれちょっと調査せなあかんかなんかと思ってるのが、陳情の要点の2番目にあるんですが、すでに公共ます、1ますにつき10万円の下水道加入負担金を支払った住民に対し、1つは全額の返還を求めますとなっております。もうひとつは支払った町民に町が還元するよう求めるというふうな形になってます。還元と返還では少しニュアンスは違うのかなんかというふうには思うんですが、そこは意図としては同じなんだろうというふうに見させていただきましたが、ただですね、条例を制定してそういう根拠がなければ町民さんからは徴収することはできませんのでね。そのために私たちは議論をしてこの条例をつくったわけですけども。この条例を施行し、そして住民説明会をし、実際に徴収をしてきた。ここですよ、万が一、この条例、ここに求められていますように、その条例の廃止であったり、改正であったり行ったということになったとしてもですね、これをその最初の条例を施行してから行った行政がその元まで戻ってですね、遡ってこれを返還するっていうような手法っていうのが今までにあったのかなんか、そんな遡及をするっていうような考え方、やり方っていうのはどうも難しいのかなんか思ったり、いろいろちょっと考えていたんですけども。例としては、例としたらおかしいんですけどもね、私たちが今まで町民さんに返還するとしたら、何かを計算して計算間違いがあったとか、何かの手違いで二重にいただいてしまったとか、そういうことであれば絶対に返還しなければならないですが、それは期間も短いですし、年度内の処理とかいうような形にもなってるわけなんですけどね。でもこういう年度をぐーっと遡ってこういう形で返還をする、条例が変わって、条例が変わったらね、そこからは条例に基づいてはできるんですが、それを遡って遡及するっていう考え方についてはどうなんやろかと。私もまだ今十分調査はようしてないんですけども、これからまだちょっと調査せん

といかんなど思っているんですが。理事者側におかれては、そういう点についてはこれまでそんなことあったのかなと、そういう例ってあるんかどうかというのはどうでしょうかね。

下水道課長　まず、町におきましては、この斑鳩町公共下水道事業加入負担金に関する条例の廃止につきましては、いっさい考えておりません。と、申しますのは、現在平成20年度末で1,701件を超える申請をいただいております。加入負担金の総額につきましては1億7,010万円、今年度につきましても100件を超える申請をいただいております。合計1億8,000万円の財源として使用させていただいております。すべて、これ万が一返すとなりましたら一般会計からの繰り入れでまかなうことになりまして、一般会計の損失となっております。また今後予定いたしております加入負担金の財源もなくなりますので。

委員長　上田課長、すいません。今まであったのかという。条例改正が今まであったのかという。池田総務部長。

総務部長　今までこういう例はございません。例えば仮にですよ、仮にある施設の使用料を取ってますよと。幾ばくか、千円とってますよと。そしていろんな要望出て例えば半額にします、そしてまた新たに減免措置を設ける場合もございますよね、国民健康保険税のように。この場合でも遡及して返してくれよと、それは行っておりませんので。返還というのはあくまでも町がとった時に取った根拠が法律や条例に違反している場合については返還をいたしますけども、それ以外につきましては今まではそういう例はございませんので、そう理解をいたしております。

里川委員　今、総務部長が答えはったことやろうかと、私もこれを見ながらちょっとその点についてはちょっと考えてたんです。全国的にこういう問題はどうかやったのかなと、まあまだちょっと調査はさせていただきたいなという思いがあるんですけれどもね。それと4番目の件なんですけど、4



番目につきましてはね、これは本当にますます高齢世帯が増えて、ましてや、ひとり暮らしのお年寄りも増えるという中で、われわれ議会もね、相当これもう議論して、お年寄りがいろんなケースで騙されはるケース、もう私もシロアリとかあんなんでもえろう騙されはったりね、してるケースが斑鳩町でも頻繁にあって、うちでも水道関係のなんかえらい名前かたってね、電話かかってきたりとか、いろんなことある中でやはりこういう指定業者っていう形にしておかないとお年寄りが騙されはったり、雑な工事をされた後ですね、その業者がどこの業者かもわからないような形で、今度その雑な工事の責任を町へもってこられたり、そして町は困っておられたら放っとくわけにいかないということになりましたら、ものすごいまたそれに負担がかかるというようなことになったら、押し並べて公平に接続される皆さん方、接続できない人は別ですけどもね。接続された方々に公共下水道料金などいろいろご負担していただく中で、さらに別の負担が町にかかってもいけないし。またお年寄りも20万で済むところをえらい金額とられるわっていうようなことになってもしけないというようなことを、まず議会の中でもそれを一番心配したんです。高齢世帯が多くなってる、更に多くなるっていうことの中でね。これをやってきたんですけども、このことについては議会で全員で、そうあるべきだなんていうふうに、その当時言ってたと思うんです。やっぱりこういう形にしとかなないと、町の公共下水道の事業の運営も不安定になったりとか、それともうひとつが心配なのが、無断接続ですかね。こういう形のものも発生してくる心配はないのかなっていうふうなことも、ちょっと当時、私も考えたりしておったんですけどね。その無断接続なんですけどもね、今、指定業者をしておられる関係では、発生はかなり抑えられてんのかなというふうには思うんですが、無断接続を防止する策とか、いろいろ無断接続対策っていうんですか、そういうのはわれわれもこの際ですのでね、町のほうではそれについてもどのようにお考えになっているのか、お尋ねしておきたいなというふうに思うんですけども。

下水道課長 現在、指定工事店制度の中で、無断接続に関しましては、パトロール等で発見した場合、指定工事店に一定の罰則を設けております。2回行えば当然、工事ができなくなると、もしくは口頭注意というような罰則を設けて、無断接続を防ぐことを行っております。

里川委員 これまでね、指定業者以外がそういう工事、無断接続をしたっていうような事例は発生はしてますか。

下水道課長 現在のところ、指定工事店以外の工事の接続は確認いたしております。

委員長 他にご意見ございますか。 紀委員。

紀委員 この陳情書、今読ませてもらったんですけども、陳情書の中に町民が負担されている、受益者負担で負担されておる費用がですね、町が公費で管理する本管と及び下水公共ますの工事費までに使われていることが発覚したとありますが、これは説明不足なのか、状況について、もう一度説明していただけますでしょうか。

下水道課長 説明不足という点ですけども、町におきましては、工事説明会におきましてパンフレットを使用して住民の皆様には説明をいたしているところでございます。そのパンフレットにつきましては、工事用の説明のパンフレット1部、そして供用開始に向けてのパンフレット1部で説明をいたしているところでございます。そして料金関係につきましては、そのうち供用開始に向けての説明のパンフレットによりまして、説明をいたしているところでございますが、ひとつはパンフレットにおきまして、公共下水道とは町が工事を行って、維持管理をする部分を公共下水道と呼ぶと、そして個人が工事を行って維持管理をする部分を排水設備と呼ぶという項目がございます。そして、それとともに加入負担金制度の説明のページもございまして、加入負担金制度につきましては、そのペー

ジは、公共下水道は道路や公園など誰でも利用できる施設とは異なり、整備された地区の方だけが利用できる施設であることから、利益を受ける人から利益を受ける限度において、その事業に要する費用の1部を下水道が整備されたことにより利益を受けることとなった人からご負担をお願いするという明記をしておりますし、口頭でも説明いたしております。また、広報におきましても、平成14年に条例が制定されて以来、平成15年の3月、平成16年の3月、平成17年の3月、平成17年の9月、平成18年の9月、そして本年9月の広報紙におきましても記述に加入負担金は利益を受ける人に建設費の一部を負担していただく負担金であることを明記し掲載しまして、住民様にご理解、周知いたしているところでございます。

委員長 他に何かございますか。 里川委員。

里川委員 参考までにちょっとお尋ねしたいんですが、現在、指定業者は何社あって、指定を受けるのに費用はどれぐらいいるのか、確認させといていただけたらと思います。

下水道課長 現在の排水設備の指定工事店数は94社ございます。そして指定工事店の指定の手数料といたしましては新規で2万円、更新で1万円の手数料をいただいております。

里川委員 更新っていうのは、どういう形でする場合なんでしょうか。

下水道課長 新規の交付の日から5年を期限として切っておりますので、5年経ちましたら排水設備の責任技術者の更新も、当然講習を受けていただいて、それを確認し、責任技術者がいなくなっている場合もあると、町としては心配いたしておりますので、5年で更新をいたしております。

委員長 他にございますか。 里川委員。

里川委員 よくわかりました。今、有資格者の問題っていうのもね、あったと思います。実はね、私、この指定業者さんの関係でいいですね、うちまだ接続まだできませんので、本管工事できてないんですが、順次やっぱり本管工事できたところにお住まいの方なんかね、ぎょうさんありますわね、指定工事店が。どこでね、やってもらったらええんかわからへんと、私も相談受けて、「どこがいいですか」みたいに言われたりするんですけどね。そういう住民さんっていういろいろいらっしゃるし、94社もあつたら、逆にね、選ぶのがたくさん選べるわけですよ。そういう住民さんのご相談っていうのはあるん違うかなと、私らも相談受けるぐらいですからね。でも担当のほうにしたら「ここよろしいよ」なんて言えへんからね。そういう場合住民さんにどんなふうに対応していただいているのかお尋ねしたいなと思います。

下水道課長 委員さんのご指摘のとおり、やはり質問等は多数ございます。地元説明会におきましても、やはり指定工事店をどこを選んだらいいのか、もしくはどうしたらいいのかという個人的な質問もたくさんございます。そうした場合、町といたしましては指定工事店の斡旋はいたしておりませんので、どの指定工事店で工事されましても、十分町がバックアップをして、同じ技術力でもって工事はしていただけますということで説明いたしておりますが、「1つどうしても」と言われた場合につきましては、件数ですね、今までの接続申請件数、よう工事をしてはるところ、あまり工事をしてないところ、それを教えてくれっていう住民さんも多くございます。ちょっと話逸れますけれども、それとともに公共下水道を利用されておられない、浄化槽を利用されてるお宅からの問い合わせも、実は、配管が詰まった、もしくはちょっと工事したいねんけども、どこか工事店はないかという問い合わせも多くございまして、公共下水道きた時に当然排水設備をいらってもらうのに、今の間から指定工事店でしたいという問い合わせもございまして、そういう時には指定工事店の94社の名簿をFAX、もしくはお宅へ届けるということで対処いた

しております。

里川委員 わかりました。それとですね。1番最初に私聞きました排水設備工事がすごいざっくり書いてあるねっていう話なんです。そして課長から先ほど、だいたいどれぐらいの件数ありますよというのを聞いたんですけども。高いところはね、工場とか事業者さんで敷地が大きいとこなんだっていうことでしたけど。例えば1軒屋で、そんなに大きくない家なのに、工事費が多いなって、割と言うようにでてくる場合もあるかなって思うんですけどね。そういう時なんかは、町のほうではどうなんでしょう。チェックとかしてはるんでしょうかね、指定業者のほうへちょっと金額高かったりしたらあれなんか、そのへんはどうなってますか。

下水道課長 先ほども申しましたように、申請によりましての排水設備の工事費につきましては、工事調書を提出していただいて、それを町のほうでチェックしているところでございます。その中でやはり金額が少し土地の規模、いらわはるメーター数によつての規模によつて、ちょっと高いんじゃないかなというケースもやはりございます。そうした場合は指定工事店に再度来ていただいて、その工事店からどうしてこういうふうになるのか、何が悪いのかっていうことをご説明をいただいているところでございます。また、これにつきましては、どうしても納得できない場合につきましては、これも今事例はございますけども、直接本人さんのところに職員が出向きまして、本当にこの工事費、工事の内容を納得されているかどうかを聞くということもいたしている件数もございます。

委員長 他にございますか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと2, 3点お聞きしたいんですけども。まず2番目の陳情ですね、加入負担金なんですけども。これは下水の工事される時とか住民の方に町の方から説明されていると思うんですけども、その説明の際に、終わった後、住民さんのほうから質問が、わからなかったらまあ質問され

ると思うんですけども、質問された時に答えられているのかどうか。それとも一方的に町が説明して帰っておられるのか。理解されてるかどうかというのもちよっと聞きたいと思いましたんで。そやから一方的に町が説明して帰っておられたら、本議会でも言われていたように、住民の方が理解されてへん、そやけど町が説明して質問がなかったら理解されていると思って町のほうは帰っておられるのか。ちょっとそのへん、まず1点と、あと、今言っておられました排水設備、主任技術者なんですけども、実際これ取ろうと思ったら、県のほうへ申請出して、県のほうの試験を通過してきた者が主任技術者で、町のほうへ届出をして、はじめて排水設備工事店として登録されるわけですよ。そのへんを住民の方がわかっておられるのか。ただ、先ほどからずっと聞いてたら、斑鳩町だけが指定しているみたいな感じでちよっと受け取れるところもあったんで、そのへんの経過もちよっと説明していただけたらと思いますけど。

下水道課  
長

町の説明会につきましての質問等につきましては、工事説明と供用開始の説明につきまして、だいたい約30分から40分、ビデオも見ていただくこともありまして、30分から40分の町からの説明となっております。そして、そこから質疑応答の時間は必ずどこの自治会の説明会でも質疑応答の時間をとっておりまして、早くても30分、長かったら1時間等に質疑応答だけで及ぶことがございまして、必ず住民さんからの質疑応答がないということは、まず今までの説明会ではございませんでした。そして、指定工事店の責任技術者の試験のことについてでございますが、責任技術者につきましては、今まで流域下水道センターにおきまして、試験を行っておりました。そしてその合格者におきまして町へ知らせがきまして各市町村に登録をされて、その責任技術者の登録をされたところで、指定工事店と登録ができるといった具合になっておりまして、その指定工事店、もしくは責任技術者の制度でございますが、奈良県内で事業を行っております30の市町村の内、山添村を除く29の市町村が採用いたしております。また全国におきましても98.8%

の市町村が採用しているといった具合でございます。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道 若干補足のほうをさせていただきます。住民説明会におきましてやはり加入負担金関係につきましては、ご興味をお持ちですので、質問はたくさんございます。そうした中でやはりきめ細やかな説明、できるだけ専門的な言葉は避けて、分かりやすい説明をさせていただいております。そしてやはり理解していただける方もおられれば、「やっぱり高いの、なんでこんなにいるのか」という声もいただく、そういうのは事実でございます。やはりこういう制度の中で、やはりやっていく中で、町として公平さを保つために、これは必要なものであると、そしてまた整備のためには必要な資金であるということで、最終的にはご理解いただいている状況でございます。ただ、悪い言い方かも知れませんが、納得できない、ぜったいに理解できないという方には、どういう説明をさせていただいてもご理解いただけない。しかしそういう方につきましてもわれわれは説明はさせていただいている状況でございます。

委員長 上田課長のほうからは質問はあまりなかった、ほとんどなかったというふうに聞こえたんですけど、谷口部長のほうからは質問もありましたと。ほんでご理解得られない方についてはご理解得られるように説明しましたと、ちょっとちぐはぐなように聞き取ったんですけど、私の誤解かも知れませんが、もう一度。 谷口上下水道部長。

上下水道 一応、質疑応答の中ではちょっと言葉の違いだと思います。それとあとの責任技術者試験につきましては県下統一の試験合格して、その試験クリアして資格を持った方が登録されておるといふことの説明、それについては細かい説明はしておりませんが、そういう技術の資格を持った技術者がおる工事店であるといった説明はさせていただいております。

委員長 他にございますか。 木田委員。

木田委員 下水道加入負担金10万円ということなんですけども、これは一度その公共ますっていうんですか、それが据えられたらずっとそれを使ってる間は永久的にそれは存在しておく権利っちゅうんか、なんか存在しておくもんかどうかね。仮に、その人が家を売ってですね、また新しく建て替えられたとかいう場合はですね、そこへまた接続するということになったら、あとの人はその負担せんでええのかですわな、ということですよはね。というのはね、水道なんかは昔の13ミリやったら、今水圧とかが不足するからだから20ミリにしてほしいと、現在同じ人が住んでたら8万円ほど負担したら、それで負担金はそれで済むわけですよんか。けど新しく買われて、そして新しく20ミリで水道管を入れようと思ったらでんな、正味やっぱり20何万円か30万か知らんけど、それは負担せないかなんわけですよろ。だから、これの下水の何についてはその公共ますがある限りは、いったんそれで先に入居してはる人が払わはったら、その後出て行きはって、もし新しい家を建替えてでもでんね、そのますを利用する言うたら、それはただでいけんのかどうか。そのへんについてちょっと聞かせていただきたいと思います。

下水道課長 公共ますにつきましては、整備の時に加入負担金の有無にかかわらず、1宅地1つずつ付けさせていただいているところでございます。そして、接続申請時に1戸あたり10万円ということで加入負担金としていただいております。そして、住まわれている方が転居されて、もしくは他の方に替わられたとしましても、1戸あたり10万円の加入時に1回限りということでいただいておりますので、建物につきましては1戸あたり10万円のみでございます。

委員長 建替えがあっても、もういないということですね。



下水道課長 建替えがございまして同じ、同じ建物がかわるということですので、同じです。

木田委員 そのね、「ます」いうのもでんな、同じとこの位置にあるやつを使う場合はそりゃよろしいで。だけどそこの家庭の事情ででんな、うちはここよりこっちの方へやってくれって言われても、それはただですかということも含めてでっせ、やっぱり同じ敷地内やったら、それまで町のほうでやってもらえるのかということですか。

下水道課長 一番最初に公共下水道の整備をさせていただくときに、「公共ます確認申請書」という、公共ますの設置をどこにするかという申請をいただいております。その申請にもとづいて町では設置いたしておりまして、もし、その方が替わられて、もしくは建替えられた時に、その申請を継承していただくと。もしくはそこをお願いしているということがございますので、これが新たな移転とか、違う場所にほしいと言われた場合は自費でお願いしていただいているところでございます。

負担金については、いただいております。

委員長 他にどうですか。

( な し )

委員長 暫時休憩します。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時45分 再開)

委員長 再開します。

他にご意見ございますか。 里川委員。

里川委員

この陳情書に関しましてはですね、私たち議会が決めた条例、町から提案されて全員賛成して決めた条例です。しかも先ほども申し上げましたが、建水だけで決めるのではなく、非常に町民さんにご負担がかかるものだからということで全員協議会も開いて、1つの疑問もないようにということでね、その議論をして、そして作り上げた条例なんです。ですからこの条例の陳情にあるように、撤廃をしてくれとか、改正をしてくれとかいうような内容でございますのでね、これは本当に充分検討しなければならないと私は思っています。しかもですね、平成14年にこの条例を決めた時の議員が今もう5人しかいないんです。3分の1しかなくて、3分の2の方はこの条例を決めた時にいらっしやらないというような、そういう今の議会構成になっている状況なんです。ですから改めてその当時も全員協議会も開いていただき、皆さんの意見も十分に聞いていただいたという、その時に本当にいろいろやってきてますのでね、やっぱり今度逆に改廃ということであれば、議会としてもね、慎重に全員協議会でも、全議員の意見も聞く中で、やっぱりいろいろ検討して、審査も建水としてもしていかなければならないだろうということであれば、やはりそれとなんですか、さっき言いましたようにね、遡及をさせてやるんやとか、指定工事店の制度、私はこれいいなと思ってんですけども、多くの方がねこういうふうに出してこられてるんだから、そしたら指定工事店制度採ってないところではどんな事例が起こってるやら、問題はないのかとかね、やっぱりそういうこともいろいろ、それぞれの委員も。そして全員協議会にかけて全議員がね、こういう問題についても勉強していかなあかん、調査していかなあかんと思うんですよ。この陳情書に答えようと思ったらね。ですからそういう調査する時間、そして全員協議会ももって皆さん全議員の意見も聞くというようなことも考えれば、やはりこれは継続という形にさせていただかないと、十分この陳情書に対する答えっていうのはね、そう簡単に出せるものではないというふうに私自身は思っております。

委員長

他にご意見ございますか。

( な し )

委員長

よろしいですか。そうしましたら一応の取りまとめができたように思っていますので、お諮りいたします。

先ほど申しましたようにこの陳情書においては、多くの署名があるものですから、早急にここで結論は出せないかと思えます。今、里川委員もおっしゃたように、委員それぞれが、さまざまな角度からもう一度精査、研究しましてですね、住民の意見も聞く中、調査研究したうえで慎重審議をし、結論を出したいと。いわゆる継続審査にしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、陳情第1号につきましては、継続審査とするものと決しました。

次に、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて審査することといたします。

初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

まず、公共下水道工事の進捗状況でございます。現在施工中の各工事につきまして、8月18日の建設水道常任委員会でご報告いたしました状況から、問題もなく各作業を順調に進めている状況でございます。

平成20年度の繰越事業として進めております神南3丁目地内 2工区-5工事では、10月20日、龍田2丁目地内 4工区-4工事につきましては、11月30日の完了に向けて順調に進めているところでございます。次に、8月27日に入札を執行いたしました平成21年度後

期の工事5路線につきまして、龍田西6丁目 1工区-12工事と興留9丁目19工区-6工事の2路線につきましては、工事請負者が決定し工事請負契約の締結を行ったところでございます。残る3路線につきましては、入札執行した結果、応札額が低入札調査基準価格を下回ったことから、今後、低入札調査を実施する予定でございます。

資料1-1をご覧くださいませでしょうか。低入札調査に該当いたします入札の応札録でございます。公共第5号 斑鳩町都市水環境整備下水道事業 第13処理分区14工区-9工事では、低入札調査基準価格、税抜きでございますが、3,911万8千円に對しまして、最低応札者 株式会社 鍛冶田工務店、応札価格3,590万円、応札率が76.5%でございます。

公共第6号 第13処理分区5工区-1工事、低入札調査基準価格3,356万7千円に對しまして、最低応札者 株式会社 鍛冶田工務店、応札価格2,820万円、応札率が70.0%でございます。

公共第7号 第11処理分区2工区-6工事、低入札調査基準価格が税抜きで3,668万2千円に對し、最低応札者 株式会社 鍛冶田工務店、応札価格3,190万円、応札率 72.8%でございます。

今後、実施いたします低入札調査の内容といたしましては、低入札価格調査制度の取扱いに基づき、調査の実施項目ごとに資料の確認をし、聞き取り調査を実施いたします。

積算関係につきましては、業者から提出されました積算金額と町の設計価格を比較し、大きく下回っている工事種目について確認いたします。特に差が大きく見受けられる工事種目については、積算根拠の提示と聞き取りを行います。

また、専属の技術者の確認、施工体制の確認、契約対象工事付近における手持ち工事の状況、関連する手持ち工事の状況、事業所、倉庫等の地理的条件、手持ち資材の状況、資材購入先の状況、手持ち機械数の状況、労務者の具体的供給見通し、過去に施工した同種の公共工事の状況、経営内容などにつきましても、入札執行部局と共に調査する予定でございます。町といたしましては、工事が始まりましたら、施工計画書、施

工体制台帳等の提出書類を綿密に調査し、施工状況においては協力業者に対し低価格のしわ寄せを受けていないかや、適切な品質管理がされているかを監督するとともに安全管理、工程管理の把握を行い適切に工事を進められることを確認いたしてまいります。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料1-2をご覧いただけますでしょうか。平成21年8月末の状況といたしまして、申請受付件数が1,809件、利用世帯数は、2,058世帯となっております。平成21年度に入りまして108件の申請をいただき接続率は、1.2%増えまして、55.6%となっております。また、融資あわせん利用総数につきましては、事前委員会に報告いたしました申請数と同数の31件、貯留施設転用申請総数も21件となっております。今後とも、啓発活動に努め、接続促進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 公共下水道の入札に関しましては、建物と違って、このごろ、北京オリンピックの前ぐらいから建物はものすごく高くなって、なかなか大変やったんですけども。逆に公共下水はこの間ずっと落札率がすごく下がってきているんですよ。今回も、同じ工務店さんがこれだけ低い金額で応札していただいているという状況があるんですけども。そういうふうに落札率が下がってきたということはありがたいことなんですけれども。この状況というのはどういうことで、特に鍛冶田工務店さん3件もあるということで、同じところがこんなにあれやということで。技術的なことで何か予想されるということはあるのかなと思ったりするんですけどもね、どうなんでしょうね。今、平均的に、落札下がってきているということと併せて、ちょっとそのへんのところを確認させていただきたいと思うんですけども。

上下水道 昨今、公共事業がやはり少なくなっているというようなことから、

部長 一定の技術力等を持っている業者につきましては、そういった低入札で挑んでくるということが頻繁に起こっております。ただ、仮に安い値段で応札してきたといたしましても、我々としては、もちろん積算内容のチェックとか、技術的な施工が可能なのか、そういったことを確実にチェックをかけて進めてまいると。実情として、世間の動きといたしましては、そういう事情があるのではないかという形で考えております。

委員長 他にどうですか。 中川委員。

中川委員 これ27日に3件、これ資料として3枚つけてくれてますけど、この日はこれだけですか。

下水道課長 さきほど説明させていただきましたように、あと2件ございまして、その2件につきましては請負業者を決定し、契約を締結させていただいているところでございます。

中川委員 その2件は低入札の調査基準にはあてはまらないというのか、それ以上の価格で落札されたということですか。

下水道課長 そのとおりでございます。

中川委員 私もこういう専門的な業者じゃないからわかりませんが、予定価格の約70%ちょっとですやんか。極端な話商売として3割の利益があるねんと、公共下水道請負うて、業者3割の利益あるねんと。それやったら100%ですわな。100%でとって3割の利益だと。これ70%ほどで3割も切って、みなとって、利益がないことをしはる。町としては税金を控えられるから助かるいう話になりますけど、商売にもならない仕事を無理に取りにくるということは、その会社に何か事情があるのかなと、ぱっと思ったりするねんけど、町はそのへんについて、どう考えていますの。

上下水道  
部長 議員おっしゃいましたような、ひとつ心配は確かにあるんですが、そのなかで手持ちの労働者、社員をそのまま置いておくということではなしに、仕事をとりにいって、それを稼働させると。そうしたことで、利益の有無というのはちょっと把握はできないんですけども、実際、効率的な作業を追求して、技術的な持っている技術をフルに発揮して進めていくといったこともあると思うんです。ただひとつ、手持ちの機械を遊ばしておく、もしくは人を、職員を遊ばしておく、そういうのでなしに、ちょっとでも仕事をとってやっていきたいということではないかと思えます。

中川委員 低入札のまだ下には失格基準価格がありますねから、それには該当しないということで、調査基準ということですけども、その点、町に迷惑のかからないとか、住民に迷惑のかからないようなね、きちっとした工事をしてもらえる業者にやっぱり落札していただきたい。この業者がたまたま3件とも同じこの業者ですやろ。この前の教育委員会の中学校もそうでしたやろ、この工務店さんでしたやろ。なんか、この工務店さんが続けて、耐震補強、低入札価格割ってしもうた。この下水も、3件全部この日に割ってる。何か理由あるのかなというふうに心配してしまうのでね。やはりきちっとした調査をしていただきたい。調査言うだけで、何もなしのような調査でなしに、本当にきちっとした調査をしていただきたい。それをお願いしておきます。

委員長 他に。 里川議員。

里川委員 もう1点、いろいろ調査をしていただく、きっちりね、中川委員もおっしゃいましたけども、きっちり調査をしていただくのはいいんですが、やっぱり、安かろう悪かろうということではなく、以前からガードマンさんのことなんかも申し上げてきた経過もあるんです。その地域に、工事をまさにしている地域にお住まいの人なんかは、早くガードマンさん

を覚えていただいね。その住民さんが気持ちよく、そこを出入りできるようにやっていただく。更には、私経験したんですけど、ちょっと孫を連れて、その道を通ろうと思ったときにね、すごく子どもに話し掛けてくれるような、そんなガードマンさん初めてお会いしたんですけども。小学校の子が帰ってくると、通ると、声をかけると、そんなガードマンさんがいはるんですね。同じガードマンさんでもいろいろやなと思ったんですが。やっぱりその人っていうのはとても大事なので、そういったところも、手を抜くとしたら、そういうところも手を抜く箇所になってくるかなと思うんですが。やはりそこは、工事の安全であったり、町民さんの信頼であったりということのなかでは、やっぱり手を抜いてもらっては困るなと思っておりますので、そういったところも、きちっとどの程度の費用をそういうのに使われるのか、安かろう悪かろうみたいにならないようにね。そこも目に見える住民サービスだと思うので、そういうところもきちっと見ておいていただきたいなと思います。

委員長 他にございますか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することについて説明をさせていただきます。

いかるがパークウェイについて報告させていただきます。現在、稲葉車瀬地区で進められております道路改良工事につきましては、順調に工事が進められておる状況でございます。

次に、岩瀬橋上部工事についてでございますけれども、前回の委員会でも報告させていただきましたが、8月25日、26日、28日、29



日、この4日間で26本の桁の架設が終了いたしました。その工事におきまして、朝の早く桁を搬入いたしまして、午前中に桁の架設すると予定どおりに進んでおるんですけども、特に大きな問題なく無事に終了しております。現在はそれぞれの26本の桁を一体化するために床版工と横組み工という工事を、橋の上で鋭意進められているところであります。これにつきましては、前回報告させていただきましたように、今のところ11月ぐらいに完成するのではないかとということで進められているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木田委員。

木田委員 都市計画道路・法隆寺線の国道との交わる交差点の部分でしたね。私が質問した時に、収用法も考えておるといようなことをおっしゃってましたんですけども。その時期ですわね。今も交渉を続けておられるということなんですけれども、ずるずると引っ張っていくものかですかね、あるいは、今年度で交渉は打ち切って、来年度になれば収用法を県のほうにお願いするという段取りになるのか、その点について、どういうふうに考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

都市整備課長 法隆寺線の用地買収残っている1件でございます。議員ご指摘いただいておりますように、我々といたしましても、法的な対応をしてまいりたいということで、現在、県の収用委員会と協議を進めながらやってきております。交渉につきましては、打ち切りということではなく、ずっと継続して当然進めていく、というなかで平行して、こうした法的な手続きも考えていくということで、現在進んでおまして。これは必要な手続きとか、やはり個人さんの権利を強制的に制限するというところでございますので、なかなか簡単にすぐ結論が出てですね、執行していくと

いうわけにはいきませんので、十分に県とも協議、調整をしながら、進めて対応してまいりたいと考えております。

木田委員 門前の場合もかなり年数かかったように思っていますねんけどね。そうしたら、その収用法っていうんですか、県のほうに申請されておるといことなんですねけど、その結論が出るのはいつごろになると思っておったらいいんですかね。

都市整備課長 今、委員もおっしゃっていただきましたように、なかなか門前の場合にも非常に長い時間を要したというところでございまして、先ほど申し上げましたように、個人さんの権利を強制的に収用するということでございますので、これには簡単になかなか結論は出ないということでございまして、現在のところ、明確な目途っていいですか、県との協議の中でもつかないと、こういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長 他に。 宮崎委員。

宮崎委員 すみません。都市計画道路のことで、ちょっと私思ったんですけども。これからどんどん、どんどん都市計画道路ができていくんですけども、田んぼがなくなっていくということで、保水池のことなんか町のほうで将来考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

都市建設部長 今おっしゃったのは、従来、田んぼが有している有水機能を、道路ができてどう保っていくかということだというご質問だと思うんですけども。道路ができますと、なるほど、その部分につきましてはアスファルトでございますので、今と機能が変わってくるということでございますけれども、その分につきましてはの排水等につきましてはですね、今のいかるがパークウェイの興留・五百井区間ですか、その区間におきましても、そうなんですけれども、今の稲葉車瀬区間につきましてもそうな

んですけれども、一部調整池を設けましてですね、有水機能を持つ施設を作っていくという予定をしております。道路ができたからといって、急に下流への水が増えるといったことにはならないというふうに考えております。

委員長 他よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備課参事 J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございますけれども、前回の委員会後に主だった進捗はございませんので、今回報告させていただく内容は特にございませんので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思っております。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思っております。 木田委員。

木田委員 岡本地区の循環道路というものを計画されておるとは思いますが、その今現在どのような進捗率になっておるのかということとですね。それと大和川とか、曾我川っていうんですか。河合町のほうから、田原本、天理のほうに抜ける川の堤防でですね、草刈りしはった何は焼

却処分してはりますわな。だけど、斑鳩町の竜田川、富雄川なんかではされてないからね。国がやるような何で、地球温暖化とかを防止せんないかんで言うてはんにね、その国の建設省がそないして燃やしていてええのかなっていうふうに、私は思いますねんけども。そんなん、それは町が土木事務所に言うて、持ち出し、あるいは焼却、土木事務所の関係が違うのかもわからんですけどね。その事務所によってそれ処分の仕方が違うというのは、ちょっとおかしいなと思うんやけれども。これ、国のやからしやあないと思ったらええんかどうかしらんけど。富雄川とか竜田川なんかやったら、刈ったらやっぱりその草を持ち出して、どこかで処分してもらっている、それはありがたいことやねんけれども。国がそういうなことを言い出しながら、それを実際、自分とこの下部組織でいうんですか、そこでそういうことが行われているということについてですね、何か腑に落ちないところがあるねんけれども、その2点について、ちょっと聞かせいただきたいと思います。

建設課長　　まず1点目の岡本の循環道路でございますけれども、現在の状況といたしましては詳細設計のほうに入らせていただいております。それで今年度内で、岡本の県道の信号のございますところから北へ約50mほど整備をしていきたいと考えているところでございまして、自治会長なり関係の役員の方々と十分と協議をしながら進めているところでございます。

それともう1点、河川の草刈後の焼却です。これにつきましては、今、木田委員がおっしゃっていただいたとおり、以前、国のほうも住宅地については焼却はしないということでお聞きしているところでございますけれども、今年度ですか、夏場に、大和川の右岸側、昭和町のほうですけれども、あそこでその場で焼かれていたということで。私も、住宅地以外のところでは焼却はしているというようなことは聞いておりましたけれども、そういったところでも焼かれているということについては、私もおかしいというふうに思っております、町から国に申し上げるのはどうかなという部分はありますけれども、やはりそういったところは

配慮すべきであろうというふうな考え方でおりますので、そういったことを県を通じて申し上げていきたいというふうには考えております。

町 長       この種の問題はですね、もう当初は郡山土木でも燃やしておったんですけども、ダイオキシンが発生するということで、県議会で質問されたわけですね。そういうなかで県はもう柔軟性というか、県はいっさいしない、燃やさないと。国土交通省は、大和川の河川敷等はまだ焼却するというのでずっと来ておりますからですね。そのへんは、もう県の方向ってというか、そういうことについて、何らよう対応しないということで。ダイオキシンの問題ももうだいたい終わっていますけれども、なお一向、県についてはそういう焼却はしないと。ただ聞きますと、自治会が同意があった場合は焼却してもいいという話ですけども、なかなか自治会の承諾というのはなかなか得られないと。そういう点で焼却はしていないということが現状で。国の関係と県の方向とは、ちょっとずれがあるのではないかと考えております。

木田委員     岡本の循環道路なんですけど、今聞いたら、あの点滅信号から北のほうへ50mというようなこと言っただけなんですけど、地元の話の話を聞いたら、東のほうから入ってくるように聞いてんねけど、とそういうふうに言っただけなんですけど、それはどっちなんですかな。今現在そういうふうに、点滅信号から北のほうへ上っていくってということにもう決定しているわけですか。

町 長       これは、地元はそういう形をとりたいけれども、町としては、やはり信号から進んでいくのがベターであろうということを申しているわけでありまして、地元は東のほうからとおっしゃっていただけますけれども。加藤課長が先ほど申しあげましたように、信号のほうから50m前倒しでやっていこうということで、今現在、精査をしていただいていますので、そういう点については、地元自治会とも何度も町へ足を運んでありますから、加藤課長とも相談の中で進めていると。ただ一部には、東か

らやってほしいという方もございますけれども、町としては信号のほうから進めるということでございます。

木田委員　だから、一部の人からと言わはったから、その一部の話が私が聞いたのかもわからへんけど。とにかく東のほうからと聞いているという、そういう話やったからね。やっぱりそういうところの、話の内容を自治会長さんなりあるいは役員さんなりにちゃんと通じてですね、ここからやりますということをちゃんと伝えておいてもらわなければでんな、「わしら、西のあそこからやるって聞いているで」と言うたら、「そんなことあらへんわ、東のほうからやるって聞いているわ」って、そういうこと言わはったからね。そういうことのないようにですね、やっぱり地元との話をしてですね、そうして進めてもらいたいなと思います。

都市建設部長　木田委員さんにおかれましてはですね、東側から聞いているということなんですけれども、先ほど町長も申しあげましたようにですね、地元の自治会長、役員さん、説明会を開く中で、いろんなご意見をいただくなかで、町としてどちらから進めるかということで提案をさせていただきました。その中でいろいろ説明をするなかで、そしたら村のほうも西からということで同意をいただいているという状況でございます。ただし、先ほど町長も申しあげましたように、今でも、東側も先にしてくれとおっしゃる方がおられるのも事実でございます。そういう方につきましても、自治会のほうで、いろいろ説明等々していただく中で、ご理解をいただいている中なのかなというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長　他に。　里川委員。

里川委員　1点だけ、お聞きしたい、また要望したいなと思う点があるんですが。一般質問でも出ておりましたけれども、ジャスコがなくなって、斑鳩町の西部のほうの地域の方たちが不便になったという話が出ておったと思

うんですが。私もそれで、買い物などに王寺に向いて行かれる方々からちょっとご意見をいただいているのが、昭和橋の歩道が非常に水たまりが多いという話なんですね。お年寄りがやっぱり今不便になってね、それでも、まあ自分の健康のためにそうして買い物に歩いて行こかというときにですね、雨が降れば傘もささなあかんし、たいへんな上に、足元も悪いということですね。ちょっとそういうご意見もいただいているものですから。昭和橋ということになりますと、国道の関係になってくるのかなと思うものの、町としてはそういう買い物に不便になった方々が、そうやって努力されていることについて、どんなことが町としてはできるのかなというふうに思いますので、お尋ねをしたいなと思います。

都市建設  
部長 私も時々ですね、近くの本屋さんに行くのに歩いていくんですけども、確かに一部そういった状況もございます。特にですね、下流側の歩道のほうがひどいのかなと考えております。さっそく国のほうにもそういった状況を報告させていただきまして、改善方を依頼してまいりたいと考えております。

里川委員 本当に高齢になってこられる方々の健康維持のためにも、外に出て行って、自分で歩いて行っていただけるというのは、ものすごく重要なことです。そして一般質問で言っておられたように、ジャスコがなくなって不便を感じておられる方々、こういった方々の、西のほうの地域の方々の利便性等も考えて、是非とも力を入れて、それはきちっと要望して、できるだけ早い時期に、そういう補修をしていただけるようお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございますか。 中川委員。

中川委員 委員長、これ継続審査終わってんけど、公共下水道のさっきの資料1のことで、1つだけ確認したいねんけどかまいませんか。

さっきの低入札価格が認められたとして調査した結果、契約というこ

とになったら、これ前渡金っていうのは支払いしманのか。これ支払いすんのやったら、3つで1つの現場が何%ずつで、3つでなんぼぐらい支払すんのか、もしかそういうのあるのやったら教えていただきたい。

上下水道  
部長 契約できましたら前払い金が発生してまいります。前払い金につきましては、各工事につきまして30%以内の請求をすることができるということでございます。

中川委員 そやから30%で請求あがってきたら町としたら支払いすると。例えばこれやったら30%ってどうなりますの。4千万程ですか、3つ合わせたら。

下水道課  
長 約3千万の支払いを行うということでございます。

中川委員 これ、この今調査に入っている業者のこと示してるのちやいますねんけど。万が一ね、他の事案でっせ、その前払い金払うわ、例えば倒産されたという時には、町が支払いした前払い金っていうのはどういふうな処理の仕方になるのかちょっと確認しておきたい。

下水道課  
長 前払い金の請求がございましたら、請負業者さんのほうから信用保証協会からの保証書のコピーの添付をいただいております。

中川委員 ということは保証協会がその前払い金を補償すると。破産されて管財人入った時は、それは優先的に町に補償されるもんなんかな、その管財人の中で各業者に振分けされるとかそんな心配おまへんのか。

下水道課  
長 保証書にもとづきまして補償していただくということでございます。

中川委員 継続審査が終わってから、えらいすみません。  
そして、その他ですもんけど、私6月議会で一般質問させてもらった



うち、この所管、建設水道常任委員会、3つありまんねんけど、今の進捗状況を教えていただきたいと思います。

言いましょか、1つずつ。追手の町営住宅の南側の町有地の取り扱いについてと、町営住宅の申し込みの簡素化についてと、町道の管理ですわ。

建設課長

まず、追手住宅の南側の土地利用についてでございます。現在、隣接地の方に対しまして、近々駐車場として活用していきたい旨の話をさせていただいてきてます。と言いますのも、以前に隣接の方の合意が得られなくて、できなかったということもお話し聞かせていただいておりますんで、そういったところも十分理解していただくことで、話をさせていただいてまして、何台かでも止められるスペースを確保していきたいというふうに考えております。

それと、町道の管理につきましては、龍田3丁目部分の管理部分につきましては、相手方に内容証明つきで文書を送らせていただいて、本人も来ていただいて、お話しをさせていただいております。当初、私お話しさせていただいて、南側、東西の町道部分109号線の部分については、「どけるよ」というようなことをおっしゃってましたんですけども、現状まだどけられてないということでございます。あと、南北の長田から降りてきます道路部分につきましては、一部その方の土地もございまして、そういった土地の部分も十分にその方に図面を持って説明をし、それを越えて、越境してコーンを置かれているという現状を認識していただいたところでございます。今そういう状況でございますんで再度文書で送るか、もう一度また合わせていただいて、この前約束した部分について、早急に対応していただきたいということを伝えていきたいというふうに思います。

町住の申し込み方法につきましては、簡素化できることについては簡素化していきたいというふうに考えておりますんで、どの部分を抜いていくかということについては、こちらの方である程度絞っていつているところでございますんで、今回はそういった形で申し込みを受け付けて

いきたいというふうに思っております。

中川委員 私なんで確認させていただいたかという、町道の管理に関してでんな、その今3丁目地内の住民がね、まだしつこくでんな、近所の人と喧嘩しはるわけですわ。「大きい回り、大きい回り」ってこう言いはるわけですわ、ほんで運転しはる人はでんな、「おぼはんの道か」って言い合いしはりまんのや。しまいね、大きな事件になっても具合悪いしでんな、また住民の人も、やっぱりなんでこんな道路で、あのおぼちゃんに怒られやなあかんのって、私とこ来はる人もいますしでんな。はよあれは、この前答弁していただいたように、法的に、強制的に撤去できるような方法もあるのやったら、はよそういう手立てをでんな、踏んでいただいてでんな、あれ撤去してもらわんと危ないでんねん、ほんまに。危ないわ、子どもはブロックでね、つまずいて引っくり返りよる子もあるし、口論なっていはる人もいますしでんな。そりゃあの人が、その住民さんが主張できるようにあつこの土地やったらそんでよろしいねんで。ちゃうみたいやし、登記は公道やっていうことも聞いているしでんな。あんなことできんのかなって思って、住民の人がね、早く話して、普通に話して話できる人やないさかいに、ああいう状況になってまんねんけど。いろいろ苦勞あるやろうけどちょっと早急に対処していただきたい、お願いしておきたいと思います。

委員長 他によろしいですか。

( な し )

委員長 他にないようですので、継続審査についてお諮りいたします。お手許にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますようお願いいたします。  
その他についても、これをもって終了いたします。

( 「訂正答弁させてほしいのですが。」の声あり )

委員長 芳村副町長。

副町長 8月の委員会の訂正答弁をさせていただきます。木田委員から災害時における指定避難場所の件数について、そのとき私は21箇所と言ったんですが、20箇所ということで訂正していただきたくお願いいたします。

委員長 以上をもって、本日の案件につきましてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

( 午前10時31分 閉会 )

